

第5章 韓国

関税

高関税品目

*本件は、WTO協定をはじめとする国際ルール整合性の観点からは明確に問題があると言えない貿易・投資関連政策・措置であるが、以下の懸念点に鑑み、掲載することとした。

<措置の概要>

現行の非農産品の単純平均譲許税率は10.2%であるが、衣類の最高35%等、譲許税率の高い品目が存在する。また、譲許率は電気機器が74.0%となっており、非農産品全体では93.8%である。非譲許品目としては、貨物自動車（実行税率10%）、発電機（実行税率8%）、医薬品（実行税率8%）等がある。

<懸念点>

高関税そのものは譲許税率を超えない限りWTO協定上問題はないが、自由貿易を促進し、経済の効率性を高めるというWTO協定の精神に照らして、関税はできるだけ引き下げることが望ましい。

<最近の動き>

ドーハ開発アジェンダにおける非農産品市場アクセス交渉において、関税の削減・撤廃を含む市場アクセスの改善について交渉が行われている（最新の状況については資料編を参照）。上述の韓国の自由化に向けた努力は評価できるが、韓国は

OECD加盟国であり、先進国の一員として自由貿易の推進を図るべき立場にあることや、韓国の世界貿易に占める地位等を考えると、今後更なる自由化が期待される。また、ドーハ・ラウンド交渉の枠外で、IT製品の関税撤廃対象品目の拡大を目指して、2012年5月からITA拡大交渉が開始され、2015年12月に妥結した。対象品目201品目の関税撤廃は2016年7月から開始される予定（詳細は、第II部第5章2.(2)ITA（情報技術協定）拡大交渉を参照）。

アンチ・ダンピング

日本製空気圧伝送用バルブに対するAD措置

<措置の概要>

2014年2月、韓国政府は韓国国内企業からの申請を受けて、日本からの空気圧伝送用バルブに対するAD調査を開始した。2015年1月、韓国政府は、当該製品の輸入について、ダンピングの事実、国内産業の損害及びこれらの因果関係があるとしてAD税を賦課する最終決定を行い、同年8月に課税を開始した。

<国際ルール上の問題点>

本件において、韓国側は、輸入品が国内品の価格に対して影響を与えていること（AD協定3.1条、3.2条）に関する説得的な説明を行っておらず、ダンピングによる国内産業への損害及び因果関係（AD協定3.1条、3.2条、3.4条及び3.5条）の認定

上の瑕疵があり、また、重要事実開示（AD協定6.9条）等の調査手続上の瑕疵があると考えられ、韓国の本件AD措置は、AD協定に違反する可能性がある。

<最近の動き>

2014年4月及び10月のWTO・AD委員会において、我が国は、調査対象製品に競合しない製品が含まれているため、損害及び因果関係等の要件について、韓国調査当局は慎重な検討をするべきであると主張するとともに、調査対象企業の意見を十分に考慮して適切な決定がなされることを強く要望した。また、2014年10月に本件AD措置に関して韓国調査当局が主催した公聴会においても、日本国政府から同趣旨の発言を行った。それにもかかわらず、韓国政府は損害及び因果関係等を認定し、2015年8月には課税を開始した。その後も、我が国は韓国政府に対し、AD協定不整合な本件AD措置の撤廃を求め、二国間の対話による解決を図ってきたが、解決に至らなかったため、2016年3月、本件AD措置について、WTO協定に基づく二国間協議要請を行った。

基準・認証制度

化学物質の登録及び評価等に関する法律

<措置の概要>

韓国政府は、2013年5月、化学物質の情報を収集し化学物質管理に活用することにより、人の健康・環境を保護することを目的に、「化学物質の登録及び評価等に関する法律」を採択した（TBT通報時期：2013年9月、施行時期：2015年1月）。また、2014年2月に、「化学物質の登録及び評価等に関する法律施行令（案）」及び「化学物質の登録及び評価等に関する法律施行規則（案）」を公表した（TBT通報時期：2014年2月、施行時期：2015年1月）。

本制度は、化学物質を韓国において製造・輸入

する者に対し、化学物質の用途・有害性情報等を韓国政府に登録する義務を負わせるものである。既存化学物質については、指定された物質を年間1トン以上製造・輸入を行う場合に限り登録が必要となる。一方、新規化学物質については、2020年1月1日以後、年間100kg以上1トン未満の少量であっても4種の有害性情報の提出を伴う登録が必要となる。

年間1トン未満で製造・輸入されるような少量で製造・輸入される化学物質は人の健康・環境に対するリスクが小さいため、他の主要国（日本化審法・米国TSCA・EU REACH・フィリピン共和国法No.6969等）においては、登録免除又は有害性情報が不要な簡易な登録とされている。しかしながら、本制度では、このような少量製造・輸入化学物質に対しても有害性情報が要求されている。また、酸及びアルカリ溶液中において安定で生体内に取り込まれることが無く、人の健康・環境に有害な影響を与えるとは考えにくい高分子化合物に対しても、製造・輸入量区分に応じた有害性情報を要求している。以上のように、本規則は本政策目的に照らして事業者には過重な義務が課せられている。有害性情報は、韓国国内の試験機関もしくはOECDのGLP基準を満たすことが環境部令により確認された海外の試験機関が行った試験結果を提出することが要求されている。

なお、本制度は、既存化学物質及び新規化学物質のいずれに対しても、登録に必要な有害性情報の一部を試験計画書（詳細は環境部令で定められている）の提出で代替可能としている。しがしながら、当該試験計画書の実質的な作成を韓国国内試験機関にのみ認め、海外の試験機関による試験計画書の作成・代替を認めないといった格差を設けている。

<国際ルール上の問題点>

前述の通り本規則においては、年間100kg以上1トン未満の新規化学物質について有害性情報の提出を伴う登録が求められ、かつ生体に取り込ま

れない安定な高分子に対してまで有害性情報を要求している。貿易制限的でない代替措置としては、健康・環境保護リスクが小さい上記の場合を適用除外としても、本来の政策目的は達成できると考えられる。本観点からこの制度は、人の健康・環境保護という本制度の政策目的に照らして事業者には過重な義務を課し、合理的な理由なく貿易を阻害する規制である疑義があり、TBT協定第2.2条に違反する可能性がある。

また、一部の有害性情報の試験計画書での代替について、実際には韓国国内試験機関で作成した試験計画書のみで認めていることから、国外企業を不利に扱っている懸念があり、TBT協定第2.1条に違反する可能性がある。

<最近の動き>

2013年10月のTBT委員会で、我が国は米国と共に、韓国に懸念を表明した。その後、2014年6月以降のTBT委員会でも本制度に関する懸念を表明している。

2014年12月に「化学物質の登録及び評価等に関する法律施行令」及び「化学物質の登録及び評価等に関する法律施行規則」が正式に公布され、有害性情報の一部の提出については、海外の事業者が作成した試験計画書による代替を認めているが、実際には、試験計画書は、韓国国内試験機関が作成したものしか認めないという運用が継続し、十分な改善が図られていない。また、年間100kg以上1トン未満の新規化学物質および酸・アルカリ溶液中で安定な高分子に対する有害性情報の要求についても、改善が図られていない。

我が国としては、本制度に関する動向を引き続き注視するとともに、同様の懸念を有する関係国と連携しつつ、本規制の改善を求めていく。

日本産水産物等の輸入規制

<措置の概要>

韓国は、2011年3月の東京電力（株）福島第一原子力発電所における事故後、日本産水産物等へ

の輸入規制を順次導入。さらに、2013年9月には輸入規制を強化し、(i) 8県産（青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、群馬及び千葉）の全ての水産物の輸入禁止措置、(ii) 輸入を禁止しない食品について追加検査措置（韓国側の検査で少しでもセシウム、ヨウ素が検出された場合にはストロンチウム、プルトニウム等の検査証明書を追加で要求）等の輸入規制を講じている。

<国際ルール上の懸念点>

韓国が講じる輸入規制は、日本産水産物等を恣意的又は不当に差別して扱う措置であること、必要以上に貿易制限的であること等から、SPS協定第2条第3項、第5条第5項及び第5条第6項に非整合的である。さらに、日本の要請に対して輸入規制に係る情報提供が不十分であること等から、SPS協定第4条、第5条第8項、第7条等に非整合的である。

<最近の動き>

これまで我が国は、二国間での働きかけや、WTO・SPS委員会における「特定の貿易上の懸念」の表明、韓国で設立された「専門家委員会」の委員による現地調査の受け入れなど、韓国に対して措置の緩和・撤廃に向けた働きかけを行ってきた。2015年5月にはWTO協定に基づく協議を要請し、同年6月に日韓二国間協議を行ったが、韓国側から規制撤廃に向けた見通しが示されないことから、我が国は2015年8月、WTO協定に基づくパネル設置要請を行った。パネルは2015年9月に設置され、現在係争中である。

